



山形県公報

令和7年2月28日(金)

号 外 (9)

目 次

条 例

- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 2
- 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例…………… (子ども成育支援課) …同
- 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例…………… (空港港湾課) …同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (財政課)
 - 1 一般旅券発給手数料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、令和7年3月24日から施行することとした。
- ◇ 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (子ども成育支援課)
 - 1 基金の設置期間を令和12年6月30日まで延長することとした。(附則第2項関係)
 - 2 令和6年度に限り、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の一部に相当する額を返還するための経費に充てる場合に基金を処分することができることとした。(附則第3項関係)
- ◇ 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (県条例第3号) (空港港湾課)
 - 1 新たに設置する加温設備を使用する場合における上屋の使用料の額を定めるとともに、加茂港緑地の駐車場の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第1号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第79号中「2,000円」を「2,300円」に、「4,000円」を「4,300円）。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により旅券法第20条第1項第1号から第3号までの処分の申請をする場合にあっては、1,900円（同条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、3,900円）に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請に係る一般旅券発給手数料については、なお従前の例による。

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第2号

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山形県安心こども基金条例（平成21年2月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和12年6月30日」に改める。

附則第3項中「令和5年度」を「令和6年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第3号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1号イ酒田北港緑地、東ふ頭交流施設、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表上屋の項中

				(3) 天井クレーンを使用する場合は、1時間までごとに4,890円を加算する。 (4) 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	を
--	--	--	--	---	---

				(3) 加温設備を使用する場合は、1日当たり24,800円を加算する。 (4) 天井クレーンを使用する場合は、1時間までごとに4,890円を加算する。 (5) 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	に改め、同
--	--	--	--	--	-------

表の注書に次の1項を加える。

4 算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第1号へ加茂港緑地の項の表中「830円」を「1,000円」に改め、同号ト鼠ヶ関マリーナの項の表の注書に次の1項を加える。

3 算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2号の表港湾施設用地の項中

〔

(1) 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

(2) 使用期間が1年に満たない場合にあっては、月割計算によるものとする。この場合において、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月に引き上げるものとする。

〕

を

〔

(1) 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

(2) 使用期間が1年に満たない場合にあっては、月割計算によるものとする。この場合において、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月に引き上げるものとする。

(3) 使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、前号の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

〕

に、

〔

(3) 使用期間の単位に満たない場合は、日割計算によるものとする。

〕

を

〔

(3) 使用期間の単位に満たない場合は、日割計算によるものとする。

(4) 使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、前号の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

〕

に

改め、同表に注書として次のように加える。

(注) 算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2号の表港湾施設用地の項の規定は、令和7年4月1日以後において許可され

た港湾施設用地の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された港湾施設用地の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年2月28日印刷 発行所 山形県庁
令和7年2月28日発行 発行人 山形県